

で総團結し、その前進のために闘い、重要局面でのストライキを配置すると集約し、この方向で意思統一された。なお、これらの闘いの総括にたつて臨時全国大会を開くことを決めた。

年が明けて以降、多くの地方、職場で「五五歳以上の者は一人組合員で五五歳以上の労働者を防衛しようと立ち上がった。三月二十五日から、国鉄の分割・民営化反対、緊急課題の要求の前進職場での人権侵害抗議の全国統一行動が展開された。三月二六、二七、二八の三日間、連日一〇〇〇人が国鉄本社前に集結し、抗議集会を開いた。

こうした行動を背景に本社との交渉、国会での追及、公労委の活用などに取り組んだが、当局の不誠実な態度によって年度内解決ができなかつた。三月七日に公労委に特退制度に関する仲裁裁定を申請したが、四月四日になつて仲裁裁定が示された。その内容は、「年末における退職者の取り扱いについて締結する協定中、年齢五五歳以上の者の在職条件のうちペースアップの扱いは、職員の申し出による休職の取り扱いと派遣の取り扱いに関する各協定が締結された場合には、八六年度以降も現行の協定による」というものであつた。この仲裁裁定を受けて国労はその受諾を決めた。これにより「特退協定」「昇給協定」「休職・派遣」などをめぐる交渉は、四月八日までに大筋がまとまつた。この妥結により、当局が解約通告をしていた雇用安定協定について、八五年一月三〇日までの有効期限のある協約として存続することとなつた。

第四七回臨時全国大会の方針と“三ない運動”的中止

國労第四七回臨時全国大会が八五年五月二七、二八日の両日、札幌で開催された。この大会の中心議題は、「余剰人員調整三項目」を中心とする闘いの総括と分割・民営化反対の闘争方針等を決めることであつた。方針案は概略つきのようなものである。

①九ヶ月におよぶ闘いのなかで露呈した指導部に対する『統一闘争』の組織化をめぐる不信・批判などの内部矛盾を除去することに全力をあげ、すべての労働者の創意と行動を組織化する大衆闘争と組合民主主義の徹底をはかる。

②過員づくりが分割・民営化を推進する重要な施策であり、一体不可分であるだけに、反合理化闘争を再構築し、一人の首切

③過員の解消をめざし、安全・サービス。労働条件および権利の向上などを実現する闘いを組織する。

④地方交渉の確立な未解決の要求の実現をはかる。

⑤用安定期定について今は今から再締結運動に取り組む。

⑥すでに派遣に応じた仲間の派遣先での労働実態および悩み、不満などについて調査し、問題解決に取り組む。

⑦当局の一方的な「規定」の制定と業務命令の乱発にたいして、

すべての職場で就業規則の点検と意見書提出の闘いを継続して闘う。

また、「余剰人員対策三項目」の協定の前進面として①強制・強要はしないこと、応じないことをもつて不利益にしないことを明確にさせた、②所属長が該当職員に文書で復帰・復職を保障することを協定上明確にした、③組合が、「肩たたき」をしなければならないような協定にしなかつたことなどが、書記長による協定締結の提案のなかで示された。

「余剰人員対策三項目」に対する闘いの総括をめぐつて論議がかわされ、「三項目」関係の諸協定は委員長の特別発言をうけて承認したが、闘争経過については、さらに職場討議をつづけ、七月下旬に名古屋で開く第四八回定期全国大会で最終総括をおこなうこととなつた。

七月二九日から五日間、開かれた全国大会では、「余剰人員対策三項目」の闘いの総括について次のような書記長集団意見で経緯を承認した。「三項目」問題では、妥協せざるをえなかつた経緯と協定をよりどころとして職場の闘いを強化していくこととする。臨調行革の攻撃として受け止め、これに反対する広範な統一したところとなつた。

また、国鉄当局は八五年一月三〇日に雇用安定協約の期限が切れると、労働の運動のなかに“三ない運動”があるのに雇用安定協約締結と心証形成には至らない」と主張し始めた。

このようないちどらしい主張に対し、一月一九日からの第一四四回中央委員会で委員長の眞意を聞いた。質問が集中したが、次のように答えた。国鉄当局は八五年一月三〇日に雇用安定協約の期限が切れるが、協約の延長締結を求める交渉において、国鉄当局は「国労の運動のなかに“三ない運動”があるのに雇用安定協約締結と心証形成には至らない」と主張し始めた。

また、国鉄当局は八五年一月三〇日に雇用安定協約の期限が

第四節 八〇年代前半の賃金・労働条件をめぐる闘いと専制的労務管理への反撃

一 八〇、八一、八二春闘

八〇年代初頭の春闘については、第一章に記述していかつたので、ここで取り上げる。

一九七九年一〇月の第三五回総選挙は、一般消費税の導入を掲げた自民党に国民はノーザン審判を下し、自民党的な修政に終わつた。四月九日に出された金属労協への回答では鉄鋼などで前年を上回ったが、電機は最低賃上げ目標額に達しなかつた。このため電機労連は、四月一〇日にJC決戦参加以来初の一時間ストに入りしたが、回答に上乗せず、手当の改善にとどまつた。四月一六日未明には私鉄総連に対し、平均二万二三〇〇円の賃金引き上げを実現した。このため電機労連は、このため電機労連は予定時間臨時給一三社平均五・三ヵ月の回答が出され私鉄総連は予定していたストを中止した。

国労は、二月二七、二八日に開いた第二二七回拡大中央委員会において、八〇春闘要求額として、二万三〇〇〇円（二二・五%）三五歳・勤続一年一九万円を基本とする、との方針を決め、三月一日に要求書を提出した。国鉄の賃金について四月一六日から公労委の調停作業が始まり、私鉄との完全連動をめぐつて折衝が続けられたが、公益委員はこれに応じず、労働側委員の辞任する事態となつた。五月一四日、六・六%、一万一五四六円の調停委員長見解が示された。これを公労協が拒否して仲裁に移行し、六月一〇日に先の調停委員長見解と同一内容の仲裁裁定が出された。しかし、八〇年六月、参同日選舉の結果自民党が大勝し、野党党伯仲の終わった選舉後の闘議で仲裁裁定が議決案とされた。八〇春闘の結果は、労働省調べで、民間一万一六七九円、率は前年を上回る六・七四%であった。

八一春闘は労働戦線再編の動きが活発化するなかで、労働団体の共闘が進められたことに特長があった。八〇春闘に続き、一〇%の統一要求と減税等の要求でも四団体の共同歩調が目立つた。同時に、第二闘議が三月に発足し、これを受けて行革推進国民運動会議も二月に結成された。四月九日、金属労協への一斉回答では鉄鋼六・九九%、機械八%であつた。四月二二日には私鉄の回答が出来られ、私鉄総連は、平均一萬四七〇〇円の賃上げ、年間臨時給五・三ヵ月、生活関連分一〇〇円増額の回答を受託し、ストを注しした。

国労は、三月四、五日に開いた第一三一回拡大中央委員会において、賃上げ二万五〇〇〇円、扶養手当、都市手当の増額などの新賃金要求を決定した。三月一二日、当局に新賃金要求を提出し、新格的な交渉に入った。交渉では、民間賃金との格差、長時間・

不規則・夜勤手当など国鉄独特の労働実態への配慮などで、当局に迫ったが対立したままであった。四月三日、国民春闘勝利統一行動に参加した國勞は、ローカル線廃止反対、運賃値上げ反対、物価・減税要求実現などの要求を揚げ、全国主要四〇〇駅で早朝一時間出改札ストを行った。四月一五日、国鉄当局は八一五五四円、引き上げ率四・二三%の回答をしてきた。この回答を不満とし、翌一六日に國勞は労働・全印刷、全専売、全造船とともに公労委に調停申請した。

公労委の調停作業は四月一七日から始まり、一二三日に調停委員長による最終案（三公社五現業平均一万三九九六円七・六四%）が提示されたが、労働側委員、使用者側委員双方とも拒否したため、仲裁へ移行しや、五月一六日に先の調停委員長見解と同一の仲裁裁定がなされた。この年も仲裁裁定が国会の議決案件とされ、一〇月三〇日に議決された。八一春闘の結果は、労働省調べで、民間一万四〇三七円、七・六八%で前年を額・率ともに上回つた。八二春闘に先立つて日経連は「労働問題研究委員会報告」で行革推進とあわせて、官公労働者の賃金抑制の一層の強化を求めた。貿易摩擦の激化、内需停滞という経済環境のもと、行革が展開され、国鉄労働者に対するマスコミの批判キヤンペーンも加わり、厳しい状況での八二春闘であった。労働四団体は賃上げ要求基準を一万四〇〇〇円、九%とした。四月八日に鉄鋼一万三一〇〇円六・三六%などの金属四業種への一括回答が行われたが、金属労協はこの回答を受け入れた。また、私鉄総連は四月一二日に賃上げ一万四五〇〇円（八社平均七・〇%）で前年を額・率ともに上回つた。八二春闘を受託し、これにより一三日予定していたストが中止され、私鉄大手は一九六八年いらい四年ぶりにストなし春闘であった。國勞は、二月一九、二〇の両日、第一三四回拡大中央委員会を開き、二万五〇〇〇円、一二・三%の賃上げ要求を決定した。三月三日、国民春闘共闘会議は一兆円減税などの要求を掲げ、統一行動を実施した。國勞は全国四二拠点で地上勤務者による時限ストでこれを参加した。新賃金要求を提出して国鉄当局と交渉を重ねたが、公労委に調停を申請した。

公労委の調停委員長見解は四月一八日、国鉄には定昇込みで一万三五五二円、六・七一%であつたが、使用者側委員の拒否で仲裁へ移行した。仲裁裁定は五月八日に、調停委員長見解と同内容のものであつた。八一春闘の結果は労働省調べで、民間一万三六一円、七・〇一%と前年を下回つた。

二 八三、八四、八五春闘 超低額回答の八三春闘

八三年国民春闘は、人事院勧告の凍結、臨調行革の推進、八一年一二月に全民労協の発足にみられる労働戦線の右より再編が進行するなかで開かれた。その結果は、春闘史上最低の四・五%の賃上げ率に終わつた。各労働団体は、八三春闘を実質所得の増大

をはかり、消費拡大による内需主導型の安定成長を実現する闘いと位置付け、減税と賃上げ（七%の統一要求基準）を柱として闘争に取り組んだ。八三春闘は政策要求闘争に加え、八二年度の人事院勧告完全実施と仲裁裁定の完全実施および年度末手当闘争を春闘前段に据えて始まった。

国鉄では一月二六日に八二年仲裁裁定実施にともなう配分交渉がまとまり、これを受けて國勞は二月一〇日に年度末手当についての申し入れを行い、交渉を進めってきた。だが、当局は終始「いつ、いくら支払えるのか回答できない」を繰り返すだけであつた。国鉄・林野について、政府・自民党が大幅削減の方針を決めていたのであつた。当局は、年度末ぎりの三一〇三時四五分になつて、予算措置のなされている〇・三カ月をさらに割り込む〇・二四力の申し入れを行つた。この回答をたいし國勞は、林野より低い「三〇月三〇日」に議決された。八一春闘の結果は、労働省調べで、民間一万四〇三七円、七・六八%で前年を額・率ともに上回つた。

八二春闘に先立つて日経連は「労働問題研究委員会報告」で行革推進とあわせて、官公労働者の賃金抑制の一層の強化を求めた。貿易摩擦の激化、内需停滞という経済環境のもと、行革が展開され、国鉄労働者に対するマスコミの批判キヤンペーンも加わり、厳しい状況での八二春闘であった。労働四団体は賃上げ要求基準を一万四〇〇〇円、九%とした。四月八日に鉄鋼一万三一〇〇円六・三六%などの金属四業種への一括回答が行われたが、金属労協はこの回答を受け入れた。また、私鉄総連は四月一二日に賃上げ一万四五〇〇円（八社平均七・〇%）で前年を額・率ともに上回つた。八二春闘を受託し、これにより一三日予定していたストが中止され、私鉄大手は一九六八年いらい四年ぶりにストなし春闘であった。國勞は、二月一九、二〇の両日、第一三四回拡大中央委員会を開き、二万五〇〇〇円、一二・三%の賃上げ要求を決定した。三月三日、国民春闘共闘会議は一兆円減税などの要求を掲げ、統一行動を実施した。國勞は全国四二拠点で地上勤務者による時限ストでこれを参加した。新賃金要求を提出して国鉄当局と交渉を重ねたが、公労委に調停を申請した。

公労委の調停委員長見解は四月一八日、国鉄には定昇込みで一万三五五二円、六・七一%であつたが、使用者側委員の拒否で仲裁へ移行した。仲裁裁定は五月八日に、調停委員長見解と同内容のものであつた。八一春闘の結果は労働省調べで、民間一万三六一円、七・〇一%と前年を下回つた。

仲裁裁定制度の再確立と八四春闘

公労委と会見し、調停にあたつて公労委が從来どつてきの民間準拠の原則を貫き、かつ準拠すべき民間賃金の水準についても変更すべきでないことを要請した。

二・六八%の回答をおこない、林野も同じ日に回答を提示したこと。公労協はこの回答を不満とし、当局に再回答を求めた。公労協は国鉄・林野以外の各当局は関係組合との交渉のなかで、単純平均で定昇込み五八・四円、二・八%という春闘史上最低の賃上げ回答をおこなつた。国鉄当局は、二五日になつて定昇込み五六〇六円、二・六八%の回答をおこない、林野も同じ日に回答を提示したこと。公労協はこの回答を不満とし、当局に再回答を求めた。公労協は

側委員の態度表明に対し、これはこれまでの経緯を踏みにじり、民間賃金準拠の立場を放棄したものであると批判した。一二日の深夜、調停委員会は非公式に収拾案を提示したが、民間賃金のベアを反映しない低額で、公労協が強く反発した。このため公労委は収拾案を提示できず、調停作業を打ち切つた。そして、五月一七日に公労委総会が開かれ、公益委員が提案した仲裁裁定への移行が決定した。

仲裁裁定委員会は六月三日に、国鉄労使に「基準内賃金を、一九八三年四月一日以降、一人当たり、同日現在における職員の基準内賃金の一・二七%相当額に一一四〇円を加えた額三七九六円の原資をもつて引き上げること」という仲裁裁定書を交付した。政府は七月一五日の閣議で一八日に召集される臨時国会に三公社四現業一括して議決案件とするなどを決め、一八日に国会に付議したが、二二日に閉会し継続審議となつた。第一〇〇臨時国会が八三年九月八日から始まつたが、仲裁裁定は一月一七日に衆議院で可決され、二八日に参議院で全会一致して可決された。

國勞は春闘の総括で次の点を指摘した。

「八三春闘は、人事院勧告凍結が臨調行革の名において貫徹され、公企体等も民間も徹底して賃上げを抑制された。また、減税を中心とする制度・政策要求は、全く前進しなかつた。……公労協のなかでも全電通が調停段階で自分の調停申請をおこなつたことは、格差攻撃が強まつていて見過せない問題を含んでいた。公労協は仲裁裁定で四・二三%の賃上げを決めたが、これは民間準拠の原則を放棄したものであつた。裁定書に期末手当の格差を認めたことは、公労委の中立性を放棄したことを意味する」。

こうした指摘にたち、八三年度運動方針で春闘再構築の方針を掲げた。なお、八三春闘の結果は、春闘史上これまで最低の四・五%の賃上げに終わつた。

八三年一二日の総選挙で、自民党が過半数を割り、新自由クラ

ブとの連立で第二次中曾根内閣が発足し、経済は景気回復基調にありものの日経連の賃金抑制の態度が強いなかで闘われた。労働四団体と全民労協は六%以上の賃上げ要求で統一した。四月一一日、金属労協を中心とした民間大手に回答がなされ、鉄鋼六九〇〇円（三・二二%）、造船三・二四%、電機・自動車四・九%、五%台と二極分化した。私鉄は一二日、一万七〇〇円でストなし、一発回答。

八四春闘前段の闘いとして、二月、三月に「八四春闘勝利・労働者的生活と権利を守る全国総断行動」が全国各地で取り組まれ、三月二三日にはこの行動を締めくくる三・二三中央総行動が行わ

れた。全国から一万二〇〇〇人の争議組合員などが上京し、国会・最高裁・中労委への要請、親会社・背景資本・国鉄本社への抗議行動、デモなどを都内全域で繰りひろげ、八四春闘の出発点となつた。

政府は五月二一日の閣議において、実質的に四年連続の一括「議定案件」として二二日の国会に提出する方針を決定した。仲裁案は八月三日に議決されたが、議決の時期は八三春闇より約四ヵ月早まつた。

なお、八四春闇の妥結結果は、民間平均九三五四円、四・四%であつた。

全電通、全専売の公労協脱会下の八五春闘

積極的な要求をたてて闘うことである。第三は、秋からの闘いを継続し、発展させ、国民生活に深く結び付いた要求で、壮大な国民的統一行動を繰り返す力量を蓄積することである。われわれは、国鉄の分割・民営化に反対し、公共交通を守る要求を中心的に、教育地方自治体などの反行革諸課題を地域ぐるみで闘うことからこの方向をめざすこととする」。

國労は、期限切れとなる「昇給の実施に関する協定」の再締結を当局に申し入れたが、八三年六月一六日に当局から新しい協定案を提示された。提案された内容は、マル生闘争収拾時に「紛争対策委員会」でとりかわした労使確認を否定したもので、「信賞必罰」体制の構築による職場管理の強化をねらったものであった。
改変としている点は、(1)地方交渉制度の廃止、(2)私傷病欠勤の特例として従来より五日間カットして「四一日以上」としている。(3)協定三項八号(「欠格条項」)の適用基準について「勤務成績が特に良好でない者」の表現が「平素職員としての自覚に欠ける者、勤労意欲、勤務態度、知識、技能、適格性、協調性等他に比して著しく遜色のある者をいう」と従来より表現を具体的にならべるように改めた。(4)四項(抜擢)の運用基準では、連続抜擢の歟止め表現を削除し、逆に不均衡是正資金は「二%から一・五%に狭めようとしている。(5)回復昇給では、停職、減給七ヵ月以上に限らず、四年間以上」、その他「三年間以上」、しかも「過期間中に次々格年間に該当した場合は、過期間を一年以上延長する」というものであった。当局の提案を第二臨時第四部会報告にある緊急措置のなかに、職場規律の確立のための昇給昇格管理制度の厳正な運用、という指摘の具体化であった。
國労は「昇給協定関係職場討議資料」を出して、当局案にたいする詳しい反論をおこなつた。概略は次のとおり。

に平均一六一三円〇・三%という超低額回答を示したこの回答は、五月一日の公企業体等給与関係閣僚会議の決定をうけて、条件として(日)国鉄・林野での合理化の推進、(日)業績手当制度の導入の検討をあげていた。公労協は一九日、各公企業体の回答をうけて「回答内容は自主交渉の経緯や民間企業の回答・妥結状況をまったく無視した政治的回答である。とくに賃上げ交渉とは無関係な業績手当制度の再検討は団体交渉に対する不當介入であり、不当労働行為であると断ぜざるを得ない」との抗議声明を発表した。賃上げ要求は、当局との交渉ではこれ以上の進展が望めないとため、二〇日に公労委へ調停申請の手続きをとった。

公労委は、四月二六日深夜、3公社4現業の賃上げ紛争の調停作業のなかで、調停委員長会議の結論をだした。非公式に提示された調停案は、「定昇を含め加重平均四・二五%、八九〇〇円台」というもので、労働側が強く反発し、再考を求めた。そのため調停作業を一時中断し、二七日夕方から再開されたが、いつたん内訳された案は四・二六%に上方修正されたといえ、本質は変わらないため、労働側は調停での決着を拒否した。こうして賃上げ紛争は仲裁へ移行することとなつた。仲裁作業を進めてきた公労委は、五月一二日に各組合と当局に仲裁裁定を提示した。国鉄は、四一二五円、一・九四%の賃上げ(定昇込みでは、八八四五円、四一六%)賃上げの裁定であつた。

この仲裁裁判について政府は、六月七日の給与関係閣僚会議で国会の「議決案件」とし一〇二国会に付議したが、継続審議となつた。この事態に対し、公労協と総評は仲裁裁判の即時完全実施を要求し、折衝を重ねた結果、政府は七月三〇日に給与・関係閣僚会議で指示した。この指示は、配分交渉に入るよう関係当局に指示したもので、「議決案件の取り下げを行う」という意味をもつものであつた。国労は、八・五春闘総括において、国民春闘の再構築をめざして闘つて行くが、現状を打破するための課題として、次の諸点をあげた。「第一に政策・制度要求を賃金闘争と統一的に結び合せ、統一的に闘うことである。第二に政策・制度要求に大きな影響を与える国家予算にたいして、概算要求の段階から

変え、適用枠を拡大しようとするものである。さらに三項八号の減号数を「一号俸に限定せず、「二号俸以上」とし、必罰体制を強化しようというものである。第三に、地方協定の廃止によつて現場長の自由裁量権を拡大し、管理制度を強めることをねらつている。

抜擢昇給についての当局案は、連続抜擢の制限を削除したものである。つづく当局提案の問題点は、回復昇給ルールについてである。当局案は、いかなる基準で「勤務状況が良好でない者」の判断をするのかは、不明にしたまま、管理者の一方的な判断によつて決定される方式であり、回復の見込みのない者がでてくることは間違いない。これは国鉄の職場管理の強化手段にほかならない。

職場規律の確立攻撃

一九八三年六月に発足した国鉄再建管理委員会は、発足後二ヶ月に満たない八月二日に第一次緊急提言を行つた。そこにおいても職員管理の強化が強調され、「企業性の欠如した体質からの脱却」のための国鉄当局の職員教育の充実と「職場規律の確立」について「現在行われている措置を着実に推進するとともに、幹部職員が積極的に現場と接触するほか定期的な総点検を行うこと等により早急に組織全体への浸透を図るべきである」と述べていた。職場規律の確立攻撃が本格化したのは八二年からであり、現場協議協定の改訂交渉が決裂し、無協約状態になつたのは八二年一月二日からであつた。八三年一月八日から三日間たつて国鉄各部をまわり、見てこられたが、その結果、国鉄が改めて現状を

卷之三

この文書は次のようないくつかの内容であります。たとえば

が一で千人を超える職員のいた国鉄内でも有数の大きな駅である

卷之三

書で、管理権確立のための実施項目を掲げて、このB駅は、

鉄道管理局の駆除では、昭和五〇年度重点実施項目なる文

卷之三

乱世されていきた。

場では、外しなさいといふと勿分でありますよ」という業務命令が

（了）

廣雅

年
度
の
是
正
無
題
と
し
て
リ
ボ
ン、
フ
ラ
ン
シ
、
ベ
ラ、
看
板

田嶽の難易度の舌れの是正が取り組んだが

方の活動、
栗谷太等の勤務の上に、
基調二三枚の組合の元で、

この昇給協定にもとづいて実施された八三年度昇給についての
全分会対象の実態調査によると、国労組合員にたいする大量の差
別昇給の実態が明らかとなつた。加えて、八四年度昇給の現状も、
差別昇給の拡大がされている報告が数多く寄せられていた。このた
め、こういった「不当差別に反対する闘いを継続的に進めなけれ
ばならない」苦情処理機関の積極的活用による不当差別昇給の撤
回、現場長に対する抗議交渉、団体交渉による当局の不正当性の追及
あるいは必要により公労委の活用などを通じて闘っていくことに
する」（「一九八四年度運動方針」との方針を決定したのである。

困難とみて、國労は一月二八日に公勞委へ仲裁申請を行つた。その結果、一二月一〇日、仲裁裁定が提示された。主文では「昇給協定における地方協定制度及び回復昇給に關しては、本年六月一六日付け当局提案の協定案によること。なお、昇給の実施については、当局は地方対応機関において説明し、組合はこれについて意見を述べるなど、相互の理解に努めること」となつていて。この裁定について國労は、「國労の主張が不十分ながらも受けとめられた」と評価し、裁定提示後ただちに団体交渉を再開始し、昇給協定を締結した。

リーポン・ワッペンの着用状況の点検は第一回目の点検から現状に入っていた。八四年四月の点検では新たに「氏名札の着用状況」「服装の整正状況」の項目が付け加えられ、当時の職員管理の手法を反映していた。国鉄当局は八二年から八三年にかけて運輸省の指導によって、マスコミの批判にさらされていった「時間内入浴、ブ

国労は、ワッペン着用闘争を八三年一〇月一五日以降全国統一闘争として取り組み、八四年五月三一日まで続けた。一時中断後「余剩人員調整策」の三項目に反対する七月闘争においてワッペン着用を復活し、一二月二〇日まで続いた。年があけて八五年二月下旬からの一月間において、ワッペン着用を実現する闘いにおいて、ワッペン着用、ネームブレート着用拒否が取り組まれ、四月二七日に收拾した。

争に対する処分の推移をみると、八三年七月からの一周年間に二九六人、八四年七月から八五年六月までの一年間に三〇四〇人であった。ところが、八五年四月以降実施したワッパン着用闘争での処分者は、戒告一七四人、訓告五万一一〇三人、厳重注意七二〇五人の合計五万八四八一人もの多數にのぼつたのである。八五年度の処分者の合計は一五万八五六四人であり、スト権ストの時の処分者数に次ぐ大量処分がなされた。

五 過員センターの設置と作業の実態

過員センターでの作業実態

すでに第三節で述べたように、五九・一二ダイヤ改正によつて大量的過員がでた。貨物関係を中心に全国の職場で仕事がないまま「自習」をさせられている労働者、営業活動に活用される労働者、草むしり、ベンキ塗りなどの雑用に使われる労働者等など本来の職務を奪われ、慣れない作業に就かされ、国鉄労働者としての誇りを傷つけられた。過員の状況は地域により、系統によつて様々であり、いくつかの事例をあげるに止めざるを得ない。

郡山貨物ターミナルはかつて東洋一のヤードといわれた。仕事がないため所定作業以外に「環境整備」といわれる根っこがあり、除草、焼却炉の穴掘り、床や廊下みがきなどに使われる、あるいは「資料整備」といわれるメモ用紙作りのための紙きり作業もある。このターミナルの過員は交渉の結果七〇人となつた。過員は、仙台鉄道管理局内五カ所の要員センターに、"営業開発グループ"を新設し、そこに郡山ターミナルの過員の一部を配属した。営業開発グループの仕事の内容は、涉外活動である。具体的には、チラシ、パンフレット類の配布、企画商品の取り次ぎと引き渡し、デパートなどでのPRコーナーでの取り次ぎと相談各種調査資料の整備などが予定されていた。そのため、鉄道学園に特設営業開発科(セールス分科)が設置され、四泊五日の教育が実施され、職場でも四日間にわたつて時間外に一〇二時間の養成訓練が行われた。そのため、長野鉄道管理局内の松本運転所では、研修関係の過員は九一人の定員のうち五四人である。過員は、定員とは別枠の機動グループにまとめられ、(甲)技術力の深度化、(乙)登用試験合格者の実習見習い、(丙)雑作業などについているが、雄作業は当局側が一ヵ月分の作業量を確保できなかったため、大半の労働者が詰め所に入れられたまま仕事がない状態である。当局側の機動グループの労働者に対する態度は高い圧迫的で、国労本部の調査を制止したり、その場でワッパン着用者の認認を行つたりした。乗務員の場合、定員一八五人にたいし現在員二五六人いる。「公平に交番が回され、各種の要請なども行わされているが、三ヶ月乗り組み四カ月予備の勤務となり、賃金上も減収となつて生活不安が引きおこされている」状況であった。

過員活用の要求

國労は、過員問題解決のために六月一日に「輸送サービス・番号に關する緊急要求」を当局に申し入れた。この要求の三番目に、「過員の有効活用のための具体的の方策を以下のようにまとめていた。

「三、利用者へのサービスと安全確保を強化する体制を整備す

ること。(1)「みどりの窓口」の時間規制廃止、現在閉鎖中の窓口の復活、(2)縮小・時間間隔を増設、(3)案内用電話の増設、要員配置、駅案内コーンバーの充実・新設、(4)無人駅への職員配置、(5)旅行センターの充実・強化、要員配置、(6)自動券売機での混雑などの解消策として閉鎖窓口の復元、要員配置、(7)十分なホーム要員の配置、(8)列車乗務員の乗り込み基準を改正し、基本乗り込み数を増やすとともに、線区の特性、繁忙期などを勘案して増し乗務、特別改札要員の配置」。

これに加えて、労働時間の短縮、年次有給休暇の完全消化や業務委託の中止、などの要求を掲げた。しかし、国鉄当局にとって人員削減こそが「国鉄再建」の最大の課題であるため、組合の要求は実現困難が困難であつた。もちろん収入増につなる場合には、過員を積極的にそれに投入し、活用しならぬ組合の要求は実現困難であった。こうした攻撃にもかかわらず國労組合員は必死に闘つた。八四年九月一日現在における国鉄内の労働組合の組織状況を掲げてお

くと、組合員有資格者、一九万二〇三一人中、國労が二〇万七七八四人(七一・二%)、勤労が三万八一七三人(二三・一%)、鐵

労が三万四七六六人(一一・九%)、全勤労が二七九七人(二・〇%)、全施労が一三二九八人(一・八%)、その他組合が一二二三人(一・四%)、中立が五七九人(一・七%)であつた。國労の組合員数は前年同期に比べると一万五〇〇〇人以上減少していたが、

長野鉄道管理局内の松本運転所では、研修関係の過員は九一人の定員のうち五四人である。過員は、定員とは別枠の機動グル

ープにまとめられ、(甲)技術力の深度化、(乙)登用試験合格者の実習見習い、(丙)雑作業などについているが、

雄作業は当局側が一ヵ月分の作業量を確保できなかったため、大半の労働者が詰め所に入れられたまま仕事がない状態である。當局側

の「経営改善計画」を前倒したり、見直すことによって国鉄の減量化と労働慣行の否認、労働条件の切り下げ、労働者を確立を図ろうとした。「経営改善計画」はもともと既存の労使関係を前提に、大量退職時代を与件に作成されていて、第二臨調は国鉄の労使関係を破壊し、徹底した国鉄のスリム化から分割・民営化を展望していた。かくして、「計画」と「実情」がかけはなれ、「計画」を修正せざるを得なかつた。八四年五月一七日に修正された「計画」が発表された。修正された「計画」の主な内容は次のとおりである。

(1)輸送量については、当初計画より旅客で一四一億人キロ、貨物で一七八億トンキロの縮小、(2)貨物輸送については、ヤード系輸送を廃止して拠点間直行輸送に全面転換する、(3)要員合理化については、八三年度以降の新規採用停止、これに伴つて、八五年度の要員規模を当初計画の三五万人から三三万人に改定する。

この結果、八五年度の収支の変更は、(1)幹線については、当初計画より営業損益で悪化するが、資産売却等を含む営業外損益で利益が増えるため幹線収支では二〇〇億円の利益を見込む、(2)一般営業損益では、当初計画を下回る二〇〇億円の利益を見込む、(3)全体の收支では、地方交通線・地方バスから生ずる損失が大きくなり、当初計画より悪化する見込みである。

八六年度以降の経営構想として、(1)大都市圏や都市間輸送への重点化指向をより強化する、(2)私鉄並の生産性を目指して効率化を徹底する、(3)地域性を重視した体制とする、(4)事業の自由化を図る。

この「経営改善計画」修正の最大のポイントは、貨物のヤード系輸送を全廃したことである。この施策の実施により大量の余剰人員が生み出されたこと。

國労は、「経営改善計画」に対し「国民の願う再建策は全くとりいれられず、国民と国鉄労働者に犠牲をより強要する内容であり、組織率に変化はなかつた。國労組織に対する激しい攻撃にもかかわらず、この時期他の労組からの加入者が増えている」と批判した。

國鉄は、運輸省に変更計画案の承認申請をして、五月一七日に承認された。承認にあつて監理委員会は、この計画案についての意見を求められており、一七日に運輸相に意見書を提出した。意見書のなかで監理委員会は、八三年の緊急提言に照らし合わせると、今回の変更計画案は「今後格段の努力が必要」との不満を示した。監理委員会は意見書の最後に「国鉄事業の再建は従来の施策の延長線上においてこれを実現することは極めて困難であり、経営形態の問題を含めた改革を行わなければ達成できない」と強調した。

この監理委員会の意見書の内容は、運輸大臣から国鉄当局に伝えた。全国一社制の維持を最大の目標においている国鉄首脳が、